

公立保育所・幼稚園整備計画（案）

平成28年6月

茂原市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 対象施設	3
第2章 教育・保育を取り巻く環境の現状と課題	4
1 国の動向	4
2 教育・保育施設の現状	5
3 重点課題	9
第3章 目指すべき方向性	10
1 課題解決に向けての目指すべき方向性	10
第4章 具体的な取組み	13
1 教育・保育の充実	13
2 施設数の適正化	14
3 良質な施設環境の整備	16
4 教育・保育施設整備一覧	18
第5章 取組みの推進に当たって	19
1 外部有識者等	19
2 市民、議会への理解促進	19
3 本計画の検証、見直し	19

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」、「保育の量的拡充」、「地域の子ども・子育て支援」を総合的に推進しています。

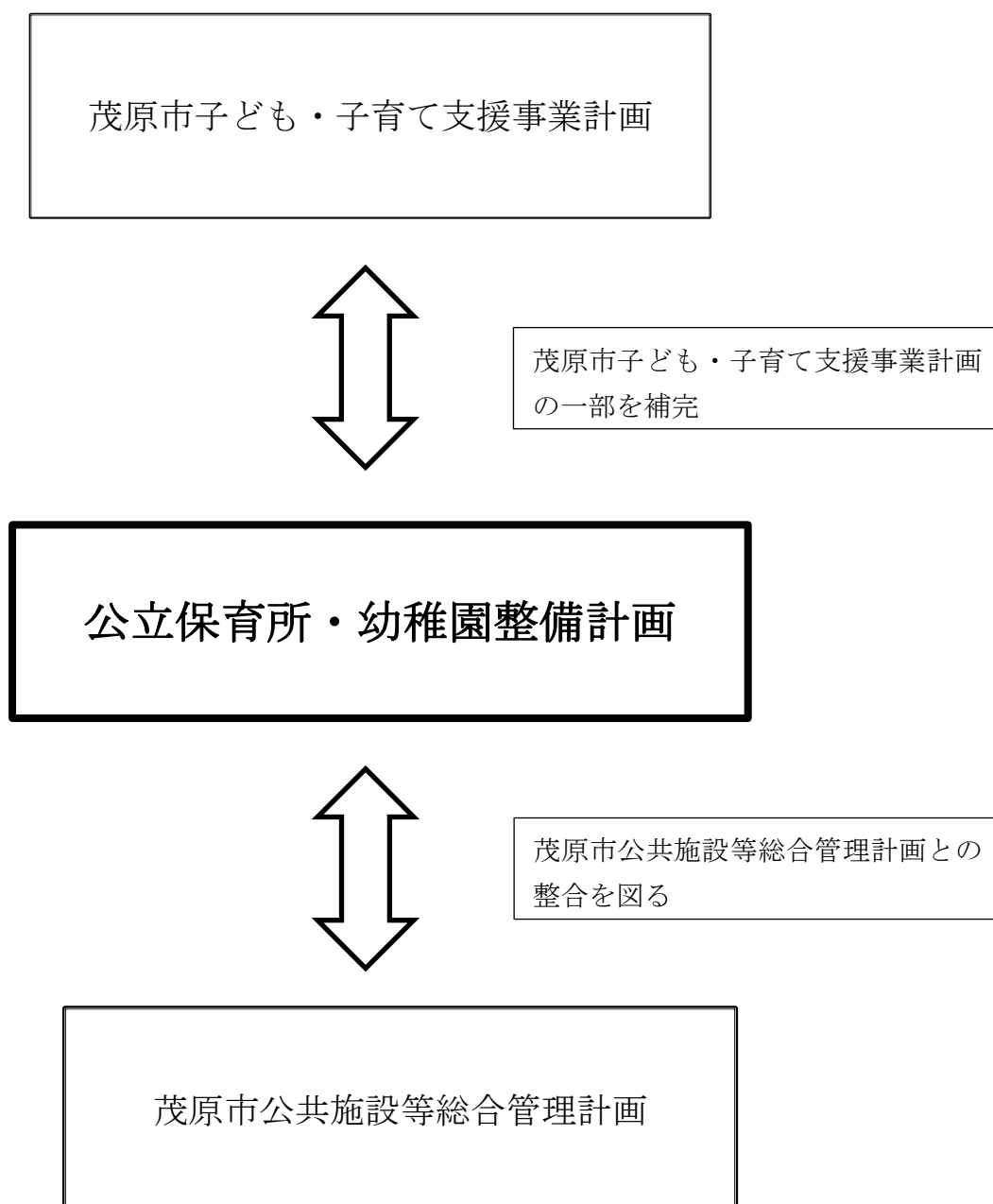
本市では、この新制度に的確に対応するため平成27年3月に「茂原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた取組として民間活力を活用し、民間事業者による3歳未満児を受け入れる小規模保育事業等の認可、養育支援訪問事業を実施しているところです。

一方で、公立保育所及び公立幼稚園は、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことによる教育・保育へのニーズの多様化や、人口分布の変化等による需給バランスの不均衡といった課題に直面するとともに、施設の老朽化による大規模改修や建替等への対応が求められています。

そこで、これらの施設が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場であることを踏まえ、中・長期的な視点から公立保育所と公立幼稚園を一体的に捉え、施設の安全・安心を確保しつつ、すべての子どもに質の良い教育・保育を提供することを目的として策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「茂原市子ども・子育て支援事業計画」の一部を補完する計画です。このことから、計画の推進にあたっては、関連計画と連携を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。

【主な関連計画の一覧】

	年 度															
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
茂原市子ども・子育て支援事業計画	現計画 (H27～H31)					後期計画 (H32～H36)										
公立保育所・幼稚園整備計画	(H28～H32)					茂原市子ども・子育て支援事業計画（後期計画）との整合を図る										
茂原市公共施設等総合管理計画	(H28～H32)					(H33～H37)					(H38～H42)					

4. 対象施設

公立保育所・公立幼稚園
 関連施設（私立保育園・私立幼稚園）

第2章 教育・保育を取り巻く環境の現状と課題

1. 国の動向

国はこれまで、幼稚園は教育を希望するすべての3歳以上の幼児を対象とした学校とし、保育所は保護者の就労等の事由により「保育を必要とする」0～5歳の乳幼児を対象とした児童福祉施設と定義し、異なった目的・機能等を持つ施設として市町村が整備・充実を図ってきました。

しかし、教育・保育ニーズが多様化していく中で、少子化が急速に進行している地域など、幼稚園と保育所といった既存の枠組みだけでは、柔軟な対応ができなくなり、制度の見直しが求められるようになりました。

そこで、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して質の良い教育・保育を提供する新たな枠組みをつくるために、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、「認定こども園制度」がスタートしました。

この「認定こども園」は、幼稚園と保育所のそれぞれの長所を生かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設であり、通所していない子どもに対しても、子育て相談や親子のつどいの場の提供などの各種子育て支援事業が義務付けられていることから、利用者からの評価が高くなっています。反面、制度や事務手続きが複雑であることから当初の計画ほど増えていないのが現状です。

これらを踏まえ、社会保障と税の一体改革の中で審議された「子ども・子育て関連3法案」が平成24年8月に可決・成立し、「認定こども園」のさらなる普及促進を始め、小規模保育や事業所内保育など多様な保育サービスの拡充などを目指す、新制度が平成27年4月に本格施行されたところです。

2. 教育・保育施設の現状

(1) 公立保育所

本市では、朝日の森保育所は平成に入ってからのものでありますが、それ以外の保育所については、築30年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。

また、認可定員に対する入所児童数を比べると市の中心部では、概ね定員に近い児童数が入所していますが、市の北部及び南部については、定員を大きく下回っている保育所があります。

施設名	認可定員	入所児童数※1	建築年度	構造
本納保育所	150	64	S57	鉄筋コンクリート造
東郷保育所	180	174	S56	鉄筋コンクリート造
豊田保育所	120	106	S54	鉄筋コンクリート造
鶴枝保育所	150	67	S55	鉄筋コンクリート造
二宮保育所	90	52	S61	鉄筋コンクリート造
五郷保育所	90	67	S46	木造
新治保育所	60	21	S49	木造
中の島保育所	120	79	S50	木造
町保保育所	120	106	S59	鉄筋コンクリート造
朝日の森保育所	120	116	H10	鉄筋コンクリート造
計	1,200	852	—	—

※1 入所児童数は平成28年4月1日現在

(2) 私立保育園

私立保育園は、市内に3か所で運営しており、その内の1施設は、平成27年9月1日に小規模保育事業で1か所を市で認可し、0歳から3歳未満児を対象に受け入れています。

認可定員に対する入所児童数を比べると総数において、定員を超えて受け入れています。

施設名	認可定員	入所児童数※1	建築年度	構造
高師保育園	329	322	H9	鉄筋コンクリート造
東茂原保育園	120	134	H13	鉄筋コンクリート造
はぐくみ※2	19	15	H11	木造
計	468	471	—	—

※1 入所児童数は平成28年4月1日現在

※2 小規模保育事業で0歳児から3歳未満児を対象に保育を行う施設

(3) 公立幼稚園

公立幼稚園は、幼稚園教育要領に則り、事業運営を実施していますが、その中でも市の教育目標である「心豊かで、自分で考えて行動しようとする幼児の育成」を基に総合的な教育を展開しています。

また、定員400人に対し、入所児童数は219人で定員割れの状況にあります。

施設名	棟名	定員	入所児童数※1	建築年度	構造
豊岡幼稚園	管理教室棟	190	103	S40	木造
	普通教室棟			S53	木造
	普通教室棟			H7	木造
五郷幼稚園	管理教室棟	70	29	S52	木造
新茂原幼稚園	管理教室棟	70	59	S53	鉄筋コンクリート造
中の島幼稚園	管理棟	70	28	S53	鉄筋コンクリート造
計		400	219	—	—

※1 入所児童数は平成28年5月1日現在

(4) 私立幼稚園

私立幼稚園は、私学としての建学の精神に基づき、理想とする教育理念を実践し、それぞれの園で個性豊かな教育を展開しています。

施設名	定員	入所児童数※1	建築年度	構造
エンゼル幼稚園	100	55	S48	鉄筋コンクリート造
ふたば幼稚園	200	244	S61	鉄筋コンクリート造
茂原聖マリア幼稚園	135	105	S62	木造
もばら幼稚園	200	94	S51	鉄筋コンクリート造
アップル幼稚園	200	204	S54	鉄筋コンクリート造
計	835	702	—	—

※1 入所児童数は平成28年5月1日現在

3. 重点課題

(1) 施設の老朽化への対応

公立保育所・公立幼稚園は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備されたもので、今後、老朽化に伴う大規模改修や建替に対応するための費用が集中的に発生し、財政負担の増大が懸念されます。

(2) 教育・保育へのニーズの多様化

人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、さらには、地域のつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境に大きな影響を与えており、地域子育て支援拠点事業等が求められるようになってきました。

また、特定の児童に対する教育・保育の要望が増加傾向にあり、これらのニーズに対応するため、体制整備や職員の資質向上を図る必要があります。

(3) 需給バランスの不均衡（施設配置・入所状況）

本市の教育・保育施設の配置状況は、中心部においては、定員に対する入所率は比較的高く推移しているが、北部及び南部においては、子どもの育ちに適切な集団規模を維持することが困難となっており、施設間や地域間における需給バランスの不均衡が生じています。

このため、市民ニーズの結果から施設配置などのバランスを考慮しながら、機能の類似したこれらの施設がそれぞれ独立して施設を管理・運営することの必要性を検証し、施設の統廃合を進めるなど、効果的かつ効率的な施設の管理・運営に向けて適切に対応していく必要があります。

第3章 目指すべき方向性

1. 課題解決に向けての目指すべき方向性

(1) 教育・保育の充実

核家族化の進行や都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化により、家庭・地域における教育力や子育て力の低下が指摘される中で、施設における教育及び保育の充実は、未来への投資として重要性が高まっております。

そこで、幼稚園及び保育所の枠組みに捉われず、一体的に在り方を見直し、すべての子どもに質の良い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する環境を整備してまいります。

(2) 施設数の適正化

教育・保育施設は将来を担う子どもたちが、家庭を離れて初めての集団生活を経験し、子どもたちの生涯にわたる人間形成の基礎となる原体験を積む大切な場所です。

集団での活動は友だちとの関わりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験を通して、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができます。

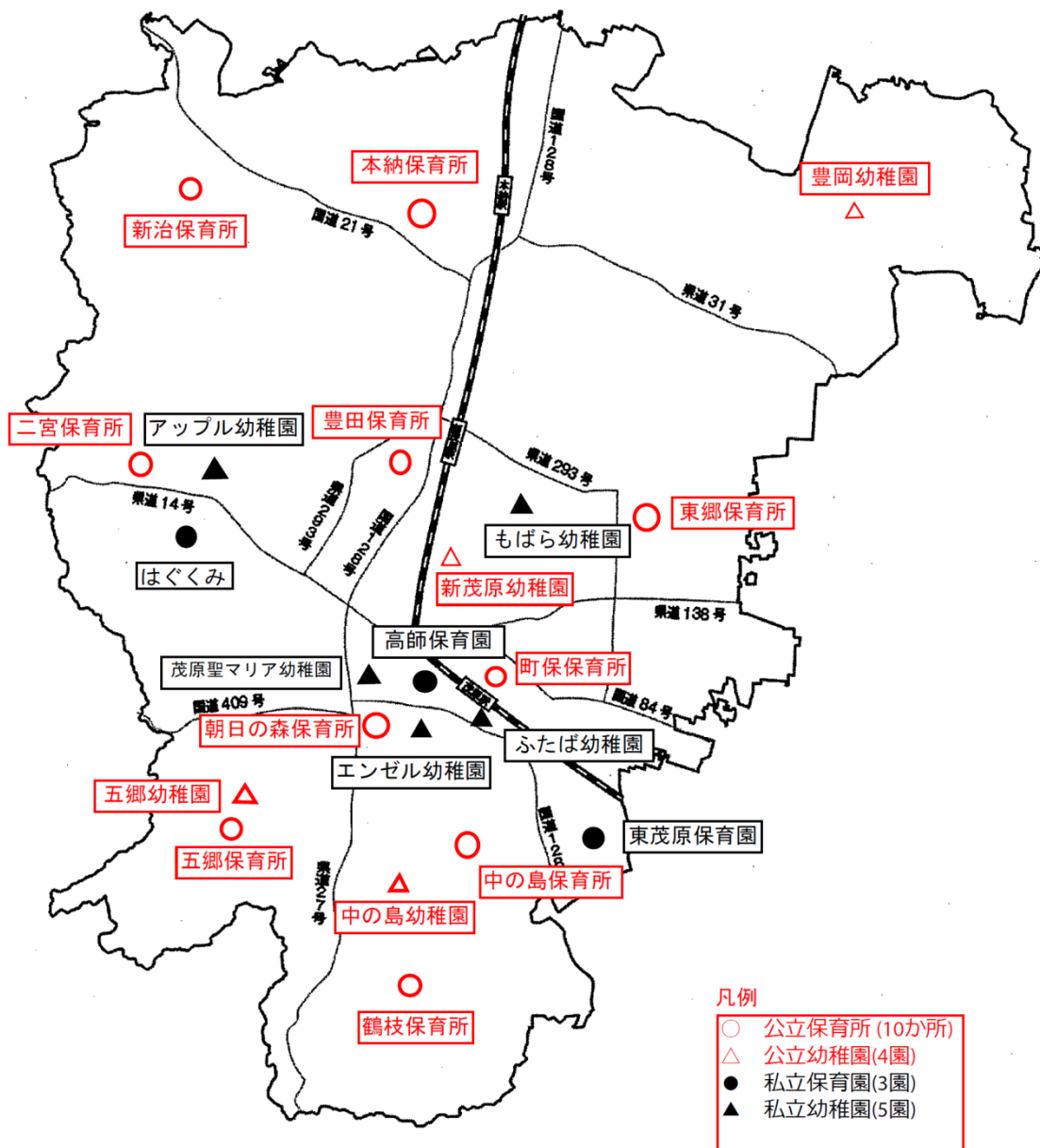
このため、個の成長が集団の成長に関わり、集団における活動が個の成長を促すといった関連性に十分留意しながら、適正な規模の集団で教育・保育を受けることができるよう、地理的要因や地域事情を考慮しながら、教育・保育施設の統廃合により需給バランスの均衡化を図ります。

(3) 良質な施設環境の整備

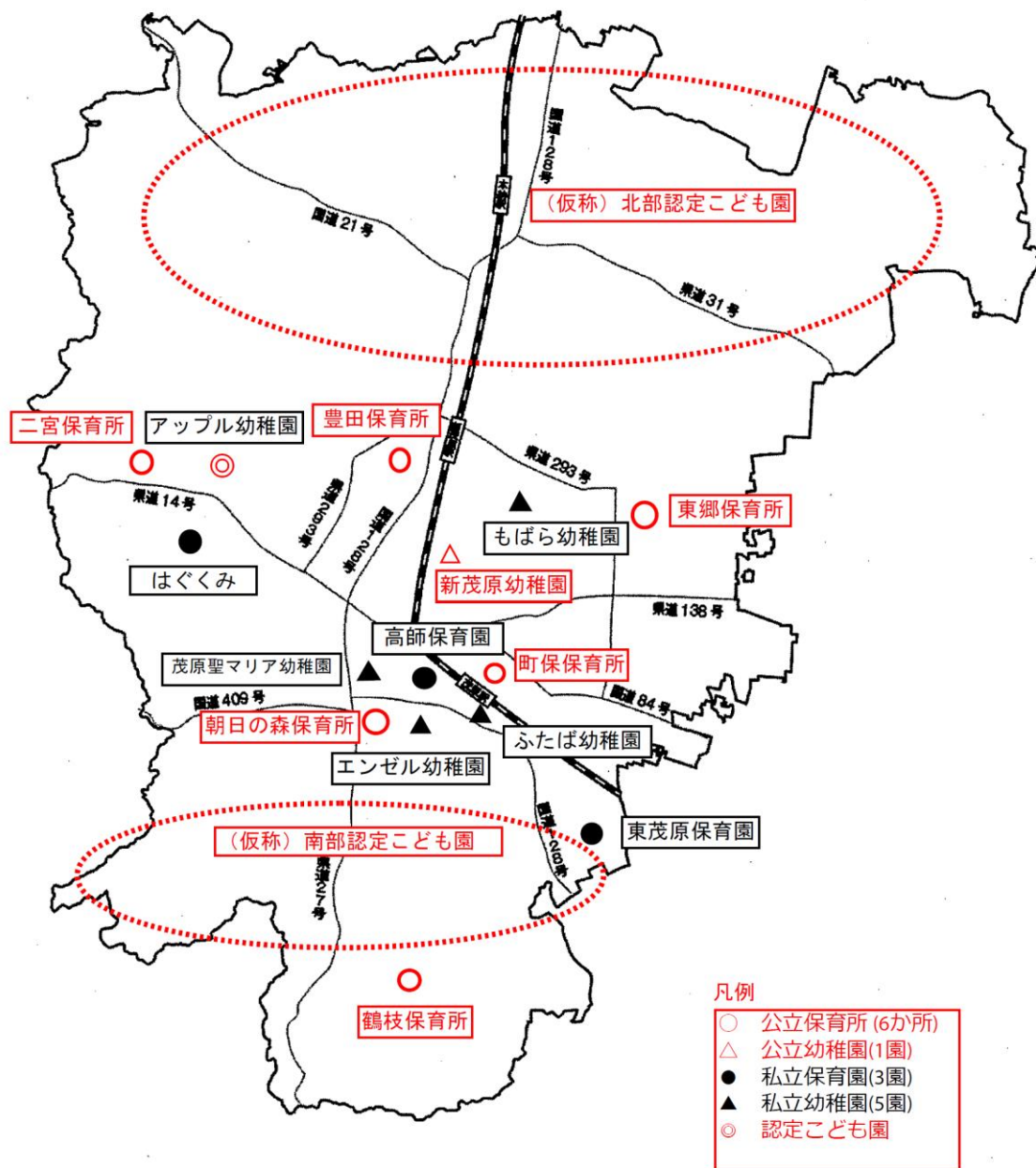
子どもの健康と安全を守ることは教育・保育施設の基本的かつ重大な責任であり、施設などの物的環境にも配慮する必要があります。そこで、施設などの環境整備を通して、安全・安心を確保し、老朽化の著しい施設などの環境整備を推進します。

また、整備に当たっては、多様化する保護者ニーズに対応するため、民間活力を活用した「認定こども園」を取り入れるものとします。

茂原市教育・保育施設の配置について（現況）



茂原市教育・保育施設の将来のイメージ図



第4章 具体的な取組み

1. 教育・保育の充実

(1) 幼保一体化の推進等

① 小学校就学前児童の施策の一元化

(仮称) 北部認定こども園・(仮称) 南部認定こども園の類型を「幼保連携型」とし、小学校就学前児童に対する施策の一元化を図ります。

【認定こども園の類型】

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

② 職員の資質の向上

今後の幼保一体化を視野に入れて、幼稚園教諭と保育士間の合同の職員研修等を通じて、職員の資質の向上を図り、より質の良い教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育内容の充実

① 特別支援教育の実施

認定こども園においては、現在保育所で実施している障害児保育と同様に特別な配慮が必要な子どもへの教育を提供する体制づくりを進めます。

② 小学校教育との連携

教育・保育施設における教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、教育・保育施設と小学校との連携を推進することにより、発達段階に合わせた一貫した学びに取り組みます。

③ 3歳未満児の保育の充実

人材等を確保し、集約化を図ることにより、需要の多い3歳未満時の保育に職員を重点配置し、受け入れ枠の拡大を図ります。

2. 施設数の適正化

(1) 公立保育所・公立幼稚園の縮小

人口減少と少子化の進行により、公立保育所・公立幼稚園の利用者数は、減少傾向が続いております。

また、茂原市子ども・子育て支援事業計画において、保育所・幼稚園の利用者推計に施設数がそのままだとすると、供給過剰な状態が続くと見込まれます。そこで、公立保育所・公立幼稚園は統廃合により縮小してまいります。

公立保育所・公立幼稚園推計園児数

			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
			度推計	度推計	度推計	度推計	度推計	度推計	度推計	度推計
			園児数	園児数	園児数	園児数	園児数	園児数	園児数	園児数
保育所	本納	150	78	76	74	72	69	58	51	42
	東郷	180	142	139	134	130	125	105	93	76
	豊田	120	102	99	96	93	90	75	66	55
	鶴枝	150	63	62	60	58	56	47	41	34
	二宮	90	56	55	53	51	50	41	37	30
	五郷	90	69	67	65	63	61	51	45	37
	新治	60	36	35	34	33	32	27	24	19
	中の島	120	62	60	58	56	55	45	40	33
	町保	120	108	105	102	99	95	79	70	57
	朝日の森	120	111	108	105	102	98	82	72	60
計		1,200	828	807	780	757	731	610	539	443
公立幼稚園	豊岡	3 歳	26	24	22	20	18	9	2	
		4 歳	33	31	28	26	23	11	3	
		5 歳	33	32	28	26	24	12	3	
	五郷	3 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 歳	15	14	13	12	11	5	1	
		5 歳	17	16	14	13	12	6	1	
	新茂原	3 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 歳	20	18	17	15	14	7	2	
		5 歳	21	20	18	17	15	7	2	
	中の島	3 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
		4 歳	16	15	14	13	12	6	1	
		5 歳	19	18	16	15	13	7	2	
計		455	200	189	169	156	142	69	18	

※私立幼稚園等は現状の人数を維持するものとして推計しています。

3. 良質な施設環境の整備

(1) 代替施設の整備

茂原市子ども・子育て支援事業計画では、見込量に対して提供量が上回っているため、老朽化している施設等を対象に統廃合を推進してまいります。

目標： 対象施設数 7施設

【対象施設】

本納保育所、新治保育所、豊岡幼稚園、五郷保育所、五郷幼稚園、中の島保育所、中の島幼稚園

【整備手法】

① 五郷幼稚園、中の島幼稚園については、平成30年3月末で中の島幼稚園を閉園し、五郷幼稚園と統合します。その後、平成32年4月を目途に五郷保育所、中の島保育所、五郷幼稚園の代替施設となる（仮称）南部認定こども園の開園を目指します。

② 本納保育所、新治保育所については、平成30年3月末で新治保育所を閉所し、本納保育所と統合します。その後、平成32年4月を目途に本納保育所、豊岡幼稚園の代替施設となる（仮称）北部認定こども園の開園を目指します。

※なお、（仮称）南部認定こども園と（仮称）北部認定こども園については、民間事業者に公募してまいります。

(2) 既存施設の整備

既存施設として残る東郷保育所、豊田保育所、鶴枝保育所については、耐震診断を実施してまいります。

(3) 私立幼稚園の認定こども園への移行

私立幼稚園の2園の事業者が認定こども園への移行を示しており、民間のノウハウを最大限に生かしながら、認定こども園化を促進してまいります。

(4) 未利用地資産の有効活用

認定こども園の設置に伴い未利用となる既存の教育・保育施設の用地等の有効活用に努めます。ただし、施設の老朽化により閉園等を行っている経緯を踏まえて、建物は基本的に撤去し、土地の利活用を図るものとします。

なお、土地の利活用が難しい場合は、公共施設等の管理に関する基本方針に沿い貸付を行うか売却を検討してまいります。

4. 教育・保育施設整備一覧

種別	現行	整備後
公立保育所	本納保育所	(仮称) 北部認定こども園へ (平成32年4月)
	新治保育所	本納保育所と統合 (平成30年4月)
	五郷保育所	(仮称) 南部認定こども園へ (平成32年4月)
	中の島保育所	(仮称) 南部認定こども園へ (平成32年4月)
	東郷保育所	東郷保育所
	豊田保育所	豊田保育所
	鶴枝保育所	鶴枝保育所
	二宮保育所	二宮保育所
	町保保育所	町保保育所
	朝日の森保育所	朝日の森保育所
計	10施設	6施設
公立幼稚園	豊岡幼稚園	(仮称) 北部認定こども園へ (平成32年4月)
	五郷幼稚園	(仮称) 南部認定こども園へ (平成32年4月)
	中の島幼稚園	五郷幼稚園と統合 (平成30年4月)
	新茂原幼稚園	新茂原幼稚園
計	4施設	1施設

第5章 取組の推進に当たって

1. 外部有識者等

公立保育所・幼稚園整備計画の策定及び推進にあたっては、「茂原市子ども・子育て審議会」を活用し、意見を聴くものとします。

2. 市民、議会への理解促進

公立保育所・幼稚園は、市と市民の共有の資産であることを踏まえ、市公式ウェブサイト、広報等を積極的に活用し、市民、議会への十分な情報提供を行うとともに、意見を踏まえた上で整備を進めます。

3. 本計画の検証、見直し

本計画の上位計画である「茂原市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育の量の拡大による推移等、茂原市子ども・子育て審議会に諮り、本計画の見直し等を行います。